

未登記家屋異動届

令和 年 月 日

田村市長 様

新所有者 住 所 _____
氏 名 _____ (印)
電話番号 _____

旧所有者 住 所 _____
氏 名 _____ (印)
電話番号 _____

以下の家屋について所有者の異動があったので届け出ます。

1 家屋の概要

(1)	所 在 地	田村市			
	種 類	居宅・店舗・倉庫・車庫・物置・その他 ()			
	構 造	造		葺	階建
	床 面 積	1 階床面積	m ²	延床面積	m ²

(2)	所 在 地	田村市			
	種 類	居宅・店舗・倉庫・車庫・物置・その他 ()			
	構 造	造		葺	階建
	床 面 積	1 階床面積	m ²	延床面積	m ²

(3)	所 在 地	田村市			
	種 類	居宅・店舗・倉庫・車庫・物置・その他 ()			
	構 造	造		葺	階建
	床 面 積	1 階床面積	m ²	延床面積	m ²

2 異動事由・年月日

異動の事由	相続・売買・贈与・その他 ()				
異動(原因)年月日	年	月	日		

※届け出をするうえでの注意事項については裏面を確認してください。

【未登記家屋異動届】 注意事項

- ① 未登記家屋異動届は、未登記の家屋について所有者の異動があった場合に届け出をしていただくための書類です。登記してある家屋については、法務局で所有権移転登記をしなければ所有者の異動をすることができません。
- ② 異動があった家屋が複数あり書ききれない場合は、任意の用紙に所在地・用途・構造・床面積を記入し未登記家屋異動届と併せて提出してください。※課税明細書等の写しに異動があった家屋を明記したものでも結構です。
- ③ 「異動の事由」が売買・贈与等の場合、所有者が変わったことが確認できる書類（売買契約書の写し等）を添付してください。相続の場合は、相続人全員の同意が確認できる書類（遺産分割協議書の写し等）を添付してください。
- ④ 「異動(原因)年月日」は、相続の場合は旧所有者が亡くなった日、売買・贈与等の場合は引渡し日等を記入してください。
- ⑤ 新所有者・旧所有者両方の押印が必要となりますが、旧所有者が亡くなっている場合などは新所有者のみの押印で結構です。
- ⑥ 固定資産税は毎年1月1日を基準日として賦課されるため、1月2日以降に届け出があった場合、その年の固定資産税は旧所有者に賦課されます。
(例) 令和6年1月2日に届け出をした場合、令和6年度の固定資産税は旧所有者に賦課され、令和6年度の資産証明等に記載される所有者も旧所有者となる。
この例の場合、新所有者に固定資産税が賦課されるのは令和7年度からで、新所有者名での資産証明等が発行可能となるのも令和7年度からとなる。

【提出先・問合せ先】

〒963-4393

福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

田村市役所 市民部 税務課 資産税係

TEL 0247-81-2119